

平成 29 年度

建築基準整備促進事業

募 集 要 領

平成 29 年 3 月

国 土 交 通 省

住 宅 局 建 築 指 導 課

住 宅 生 産 課

国土技術政策総合研究所

## 1. 事業の趣旨

本事業は、建築基準法、建築物省エネ法、住宅品質確保法等に係る技術基準整備のための検討について、民間の能力を積極的に活用して、基準の整備、見直しを図ることを目的とします。

国（住宅局建築指導課、住宅生産課及び国土技術政策総合研究所）が建築基準の整備を促進する上で必要となる事項について提示し、これに基づき基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び技術基準の原案の基礎資料の作成（以下「調査」という。）を行う民間事業者、国立大学法人等を公募によって募り、最も適切な調査の内容、実施体制等の計画を提案した者に対して、予算の範囲内において、国が当該調査に要する費用を補助します。

※ 今回の募集は、平成 29 年度予算によるものであり、平成 29 年度予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。したがって、平成 29 年度予算の国会における成立が事業実施の条件となりますので、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業者の特定が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

## 2. 事業の概要

### 2. 1 公募対象の調査事項

国が建築基準の整備を促進する上で必要な事項として、次表に掲げる調査事項を対象とします。なお、今年度の調査事項の具体的な内容については、別添に示しております。調査の採択はこの事項単位で行いますので、応募に当たっては以下の各事項単位で調査計画を作成していただきます。また、平成 28 年度からの複数年度採択事業となっている調査事項につきましては、今回、事業者の公募はいたしません。

調査番号	調査事項（計 6 事項）	
S24	枠組壁工法中層建築物の構造設計法の合理化に関する検討	新規
S25	断面の大きい軸材料等を用いる木造建築物の技術基準に関する検討	新規
S26	建築材料における回収骨材の使用に関する検討	新規
P10	遊戯施設の客席に必要な離隔距離についての調査	新規
F12	防火設備（窓）に関する構造方法の告示化の検討	新規
T3	非接触方式による外壁調査の診断手法及び調査基準に関する検討	新規

### 2. 2 応募者

- (1) 応募者は、本補助金の交付を受けて、調査を実施する民間事業者、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する法人その他の本事業を実施する能力を有する者としてします。

(2) 応募者は、次のすべてに該当しなければなりません。

- ① 調査を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 調査を的確に遂行するに当たって十分な経理的基礎を有すること。
- ③ 調査に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 各調査で規定された「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」を有すること

※ 応募者の各構成員が調査の一部を分担して実施することにより、二以上の構成員により調査を行うことが可能です。例えば、大学と民間企業等により調査を行うことも可能です。ただし(1)の要件を満たす者に限ります。

(3) 原則として、2. 1の公募対象の調査事項のうち、調査番号 S24、S26、F12、T3 は、国立研究開発法人建築研究所（以下「建築研究所」という。）と共同研究により実施するものとし、調査番号 S25、P10 については、建築研究所の技術指導を得て実施するものとしします。

なお、共同研究又は技術指導の区分については、応募内容により変更される場合があります。

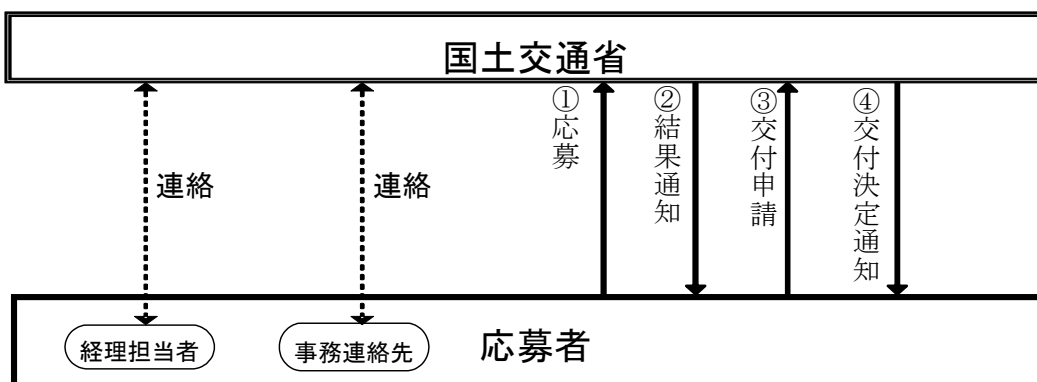
※ 建築研究所と共同で実施する場合の補足事項

- ① 交付される補助金については、応募した事業主体に対して全額交付され、建築研究所は補助金の交付を受けません。
- ② 事業主体（建築研究所以外の共同研究者を含みます。）と建築研究所との間で共同研究に関する協定を交わしていただきます。
- ③ 調査により生じた知的財産権は、建築研究所と共同で実施した場合は、原則として建築研究所にも帰属することとなります。

※ 建築研究所の技術指導を受ける場合の補足事項

- 建築研究所は、原則として、事業主体から技術指導料は受領しません。

(4) 応募の際には、経理担当者及び事務連絡先を決めていただきます。



## 2. 3 調査の期間

補助金の交付を受けることができる調査の期間は、単年度とします。ただし、調査番号 S24、S25、F12、T3 は複数年度で採択をします\*。平成 29 年度の調査・検討の実施期間については、交付決定通知が発出された日からとし、平成 30 年 3 月 2 日（金）までに事業を完了するものとします。

※これらの事業は、年度を跨いで測定・実験が発生する・初年度のノウハウを用いた専門的な技術が必要となること等を理由に、同一事業者が継続して事業を行うことが望ましいことから複数年度採択としています。

## 2. 4 補助金の額

一応募当たりの補助金の額は、3. 1 の直接調査経費と 3. 2 の間接経費の合計の 1 分の 1 以内の額とし、一の事業主体につき単年度当たり 60,000 千円を限度とします（ただし、実大実験等の大がかりな実験を必要とするテーマについては、国土交通省住宅局に設置する建築基準整備促進事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）に諮り、その妥当性が了承されたものに限りに、補助限度額を超えて補助金を交付することができるものとします。）。

## 3. 補助金の範囲

調査の計画の遂行に必要な経費及び調査の成果のとりまとめに必要な経費として次の対象経費を計上できます。なお、次の直接調査経費と間接経費（直接調査費の 30% 以内）の合計が補助金の対象（以下「補助事業費」という。）となります。

応募に当たっては、調査の所要経費の概算を提出していただきますが、補助金額は、応募書類に記載された金額及び調査の計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも当初の応募書類の額とは一致しません。

また、調査項目毎に補助予定額を設定していますので、調査計画作成の際に参考にしてください。（補助金の額は、審査の結果、増減することがあります。）

なお、本事業に係る補助金の財源は国の予算であるため、補助金の支出に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「国土交通省所管補助金等交付規則」、「住宅市場整備推進等事業補助金交付要綱」及び本要領に基づいた適切な経理を行わなければなりません。

### 3. 1 直接調査経費

#### (1) 調査を実施する者の人件費

調査を実施する応募者の人件費を指します。

#### (2) 設備備品費

当該調査に供する器具機械類その他の備品並びに標本等（以下「備品等」という。）で、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の反復使用に耐えるものの代価です。社内調達の場合は製造原価で購入します。

備品等は原則リース等で調達（「その他」の支出費目に計上。）してください。な

お、価格が50万円以上の備品等についてリース等での調達が困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を（様式3）に添付してください。

備品等の購入経費は、各年度の当該経費に係る補助事業費の90%を超えない範囲とします。

ただし、90%を超える場合であっても、調査に必要な試作機の製作に係る備品等の購入のように、調査の計画そのものの性格、内容に由来するものである場合には、単なる備品等の購入の計画でないことの説明書を、（様式3）に添付して、申請することができます。

### （3）消耗品費

事業用等の消耗器財、その他の消耗品及び備品等に付随する部品等の代価です。社内調達の場合は製造原価等の実費で購入します。

### （4）交通費・宿泊費

当該調査に参加する者が調査を行うために直接必要な出張等に伴う交通費及び宿泊費（一行程につき最長2週間程度のものに限る。）が対象となります。

### （5）謝金・賃金

謝金は、当該調査を遂行するための資料整理、実験補助、技術資料の収集等の単純労働に対して支払う経費（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、当該調査に協力を得た人（調査を実施する応募者は除く。）に支払う経費です。

賃金は、応募者が法人の場合、当該調査を遂行するための資料整理、実験補助、技術資料の収集等を目的とした技術補助者を雇用するための経費（「時間給」又は「日給」）です。ただし、雇用に伴う諸手当、社会保険料等の調査遂行に関連のない経費は、当該法人の負担となり、本補助金では支払えません。

### （6）役務費

当該調査を遂行するために必要な器具機械等の設置に要する費用や修繕料、各種保守料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、試験料、加工手数料です。

応募者が法人の場合、調査の本質をなす発想を必要としない定型的な業務であれば社内発注ができます。この場合の支払額は、人件費においては労働時間に応じて支払われる経費のみで、雇用に伴う諸手当及び社会保険料等の調査遂行に関連のない経費は、当該法人の負担となり、本補助金では支払えません。

### （7）委託費

当該調査に必要であるが、調査の主たる部分以外の定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費を指します。委託費は、原則として、各年度の補助事業費の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由書を（様式3）に添付してください。

## (8) その他

設備の賃借（リース）、調査活動を遂行するための労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある等、実際に要する経費の額を特定できること。）、通信運搬費（実際に調査に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費（当該調査開始後の成果で、補助金使用に関わるものに限る。一件あたり 38 万円を限度とする。）等の雑費を計上できます。

### 3. 2 間接経費

管理部門の経費（管理経費）並びに複数の技術者が共通的に使用する施設及び情報基盤に係る経費（共通業務費）等、調査の実施を支えるための経費として、直接調査経費の 30%以内で間接経費を計上できます。

### 3. 3 申請できない経費

本補助金は、当該調査を遂行する上で必要な一定の組織、施設及び設備等の基盤的技術環境が最低限確保されている法人等を対象としていますので、調査の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は申請することはできませんので留意してください。

#### (1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

ただし、当該調査を遂行するために必要な器具機械等の設置に要する費用や、調査を行なう上で必須となる試験体等（建築材料等）の建設費<sup>※</sup>は、申請できます。

※調査を行うにあたり、他の方法で代替が可能な場合は、申請できません。

#### (2) 調査補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当）

ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請できます。

#### (3) 国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費・宿泊費、参加費

ただし、補助金の対象となった調査の成果発表を行う場合は申請できます。

#### (4) 調査中に発生した事故・災害の処理のための経費

#### (5) その他、当該調査の実施に関連性のない経費

### 3. 4 経費の費目間の流用

3. 1、3. 2に掲げる各費目間において、一定以上の流用を行う際は、「国土交通省所管補助金等交付規則」等に基づき、すみやかに申請手続きを行い、国土交通大臣の承認を得ることが必要となります。手続きの詳細については、採択後、交付申請の際に、事業者あて別途連絡いたしますので、ご確認下さい。

## 4. 実施主体の選定の審査方法等

### 4. 1 審査方法

実施主体の選定の審査は、事業評価委員会において行われる予定です。

なお、原則として、事業評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

### 4. 2 審査手順

応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について原則ヒアリング審査を行い、採択者を決定します。ただし、前年度からの継続調査事項に限り、書類審査のみとする場合があります。

ヒアリング審査は、平成 29 年 4 月 18 日（火）に国土交通省本省で実施する予定ですが、やむを得ず日程の都合がつかない場合は、協議の上で変更も可能です。ヒアリング実施時間と場所の詳細は、4 月 14 日（金）18 時までをめやすに、提案書に記載してある事務連絡先までご連絡します。

なお、複数年度採択事業（調査番号 S24、S25、F12、T3）については、初年度のみヒアリング審査を行います。

### 4. 3 審査基準

以下の（1）及び（2）の視点から総合的に審査します。

#### （1）調査事項に対する実行体制・能力

調査事項に対する実行体制・能力について、応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ、調査員の過去の調査・研究実績、現在の調査・研究状況、調査事項の理解度等について審査します。

なお、応募様式（様式 2-1）に記載いただいた当該知見・ノウハウが、審査の結果、調査に関係しない又は活用できないと考えられる場合には、評価が低くなります。また、本事業は定額補助であります。事業における民間事業者等の適正な負担という観点から、当該知見・ノウハウの獲得に要した費用（応募者費用）が適切でない（例：補助予定額と比較して応募者費用が著しく低い場合等）と判断される場合には、評価が低くなります。

#### （2）調査事項に対する提案能力

調査の実施方針、調査のフロー、調査工程計画及び調査提案内容の的確性、実現性、専門性その他について審査します。

### 4. 4 審査結果

審査結果については、応募者に通知し、調査事項名、応募者名及び補助金交付予定額を国土交通省のホームページ等で公表します。

## 5. 補助金の交付の申請・決定

### 5. 1 補助金の交付の申請

4. 4により採択を受けた応募者は、採択を受けてから速やかに国土交通省に補助金交付申請書を提出していただきます。なお、当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して申請しなければなりません。

### 5. 2 補助金の交付決定等

国土交通省は、補助金交付申請書等の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知します。

国土交通省は、交付の決定を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額します。

国土交通省は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うことを条件として付して交付の決定を行います。

国土交通省は当該補助金の交付の決定を行った事業（以下「補助事業」という。）について、その交付先及び交付決定の額を公表します。

### 5. 3 申請の取下げ

5. 2の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは国土交通省の定める期日までに申請の取り下げを行うことができます。

### 5. 4 補助金の額の確定

国土交通省は、実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の調査の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に通知します。

国土交通省は、額の確定に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して実績の報告がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額します。

### 5. 5 補助金の支払い

補助金は、原則として交付すべき補助金の額を確定した後に支払います。ただし、採択課題に対する早期交付を行うために、大学等の研究機関等において立替え払いを行えない機関に対して優先的に交付させていただきますので所属機関において立替え払いが可能か否かを様式3に記載してください。なお、優先的に交付した機関については交付すべき補助金の額が確定した後に、過払い分の戻入又は不足分の支払いをします。\*



事業主体は、補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を国土交通省に提出します。

また、複数年度採択事業についても年度毎の支払いとなります。

※優先的に交付を受ける場合の書式等は、採択された後に記載していただきます。

## 5. 6 交付決定の取り消し

次に掲げる事項に該当するときは、国土交通省は、事業主体に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

- ・事業主体が補助金交付の条件に違反した場合
- ・事業主体が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- ・交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- ・事業主体が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく国土交通省の処分に違反した場合

## 6. 補助金の交付を受けた者の責務

事業主体は、次の条件を守らなければなりません。

### 6. 1 計画変更の承認等

補助金の交付を受けた者（以下「事業主体」という。）は、やむを得ない事情により、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の承認を得なければなりません。

- ・補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ・補助事業を中止し、又は廃止する場合

事業主体は、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省に報告してその指示を受けなければなりません。

### 6. 2 実績の報告等

事業主体は、補助事業が完了（中止又は廃止を含む。）したときは、平成30年3月9日（金）までに実績報告書を国土交通省に提出しなければなりません。

事業主体は、実績報告書を国土交通省に提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

### 6. 3 刊行等の報告

事業主体は、補助事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、補助金による技術開発の成果である旨を明記しなければなりません。

事業主体は、補助事業の完了後5年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載した場合には、その刊行物又は別刷一部を添えて、その旨を国土交通省に報告しなければなりません。

#### 6. 4 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

事業主体は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書を速やかに国土交通省に提出しなければなりません。

国土交通省は、この提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

#### 6. 5 経理書類の保管

事業主体は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入又は支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければなりません。

#### 6. 6 知的財産権の帰属等

調査により生じた知的財産権は、事業主体（建築研究所等と共同で実施した場合は、建築研究所等の共同研究者も含まれます。）に帰属します。

事業主体が調査の成果に係る知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けることを契約等において定めた上で行わなければなりません。

事業主体は、事業主体又は知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が補助事業で得られた調査の成果に係る知的財産権を得た場合には、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を国土交通省に報告しなければなりません。

また、調査の成果に係る特許権等を取得した場合には、その実施を求める者に対して、適正な対価を得て、平等に許諾することを条件とします。

#### 6. 7 調査報告書の作成

当該年度に行った調査の進捗状況やその成果について、調査報告書を作成し、提出していただきます。また、調査期間終了後、当該調査期間に行った調査によって得られた成果について、最終調査報告書（冊子体）を作成し提出していただきます。

なお、国土交通省は提出された調査報告書及び最終調査報告書を自由に公開できるものとします。著作権に抵触する資料は報告書に盛り込まないでください。

#### 6. 8 取得財産の管理

補助事業により取得した財産の所有権は事業主体に帰属します。ただし、当該補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に

従って効果的運用を図らなければなりません。

また、取得財産等のうち、取得価格及び効用の増加した価格が単価 50 万円以上のものについては、承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

#### 6. 9 本事業により収益が生じた場合の取扱い

本事業は国が建築基準を整備するために必要な調査研究を実施するものですが、場合によっては、事業主体に収益が生じることが考えられるため、調査により付随的に得られた成果により相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。

#### 6. 10 成果報告会への協力

広く補助事業の成果について紹介するため、国土交通省が開催する成果報告会において、平成 29 年度に行った事業成果の発表や資料提供等にご協力いただくことを条件とします。（成果報告会は平成 30 年春頃実施予定）

#### 7. 成果物の評価・確認

本事業の成果物は、事業評価委員会においてその内容の評価・確認を行い、その結果を次年度以降の実施団体の選定に反映することとします。

#### 8. 過年度事業の調査成果

過年度事業の調査成果は、概要を 11. 問合せ先に記載のホームページに掲載しております。

また、調査報告書は、国土交通省住宅局建築指導課にて閲覧可能です。

## 9. 応募方法等

### 9. 1 応募様式

応募様式は、14ページ以降の「応募書類の作成・記入要領」により規定された書類となります。

応募様式は、11. 問合せ先でも配布します（郵送依頼は不可）。また、11. 問合せ先に記載のホームページからダウンロードすることも可能です。

### 9. 2 応募方法

本事業の調査に応募される方は、14ページ以降の「応募書類の作成・記入要領」により規定された書類（計12部）及びその書類の電子ファイルを格納したCD-R（計2枚）をそろえた上で、うち書類10部とCD-R1枚を国土交通省住宅局建築指導課 建築基準整備促進事業担当宛に、残りの書類2部とCD-R1枚を国土交通省国土技術政策総合研究所 基準認証システム研究室宛に郵送等により提出してください。

郵送にてお送りいただく場合は、封筒の表に「平成29年度建築基準整備促進事業応募書類在中」と明記してください。

応募期間は、平成29年3月8日（水）から平成29年4月14日（金）（必着）までとします。（提案者の都合による応募書類の差し替えは固くお断りします。）

※応募書類の送付先：（必ず両方へ送付してください。）

「国土交通省住宅局建築指導課 建築基準整備促進事業担当宛」  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号  
（上記へは書類10部とCD-R1枚をお送りください。）

「国土交通省国土技術政策総合研究所 基準認証システム研究室宛」  
〒305-0802 茨城県つくば市立原1  
（上記へは書類2部とCD-R1枚をお送りください。）

### 9. 3 応募上の注意事項

- (1) 採否の結果につきましては、国土交通省ホームページにおいて発表させて頂く予定です。
- (2) 同一の内容で、国土交通省及び他省庁等の他の補助金等を受ける場合の応募は認めません。
- (3) 同一の応募者が同一内容の調査を重複して応募することはできません。
- (4) 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- (5) 応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

## 10. 質問・相談の受付

質問・相談については、原則として、FAX又は電子メールでお願いします。回答は類似のものをまとめるなどの整理を行った上で下記ホームページに回答を掲載します。

なお、質問の受付の期限は、平成29年3月31日（木）までとします。また、形式的な質問を除き、電話での質問・相談は受け付けません。

## 11. 問合せ先

本事業に関する問合せ先は次のとおりです。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号  
国土交通省住宅局建築指導課 建築基準整備促進事業担当  
電話番号：03-5253-8111（内線39530）  
FAX：03-5253-1630  
メールアドレス：kiseisoku@mlit.go.jp  
ホームページ：（応募様式のダウンロード可能）  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000016.html)  
受付時間：9：30～18：15（土日曜、休祝日除く）

## 応募書類の作成・記入要領

1. 応募に必要な書類は以下のとおりです。

応募書類は日本語で、活字体（手書きは不可）にて作成してください。

○応募時に提出いただく書類

(1) 審査基準に関する事項（パワーポイントによる説明資料）（様式1）

(2) 審査基準に関する事項（様式2-1）～（様式2-3）

(3) 調査に係る経費・補助金の額（様式3）

(注意)

様式1はヒアリング審査時に使用します。

2. 応募書類の枚数は原則、（様式2-1）は2枚、（様式2-3）は配置予定技術者毎に1枚までとします。必要に応じて図表等を活用し、具体的かつ簡潔に記載してください。

3. 応募書類について様式はすべてA4版とし、様式2-1～様式3については通しページを付して両面印刷としてください。

4. 書類は1部ずつ左上角をホッチキスで留め、12部提出してください。

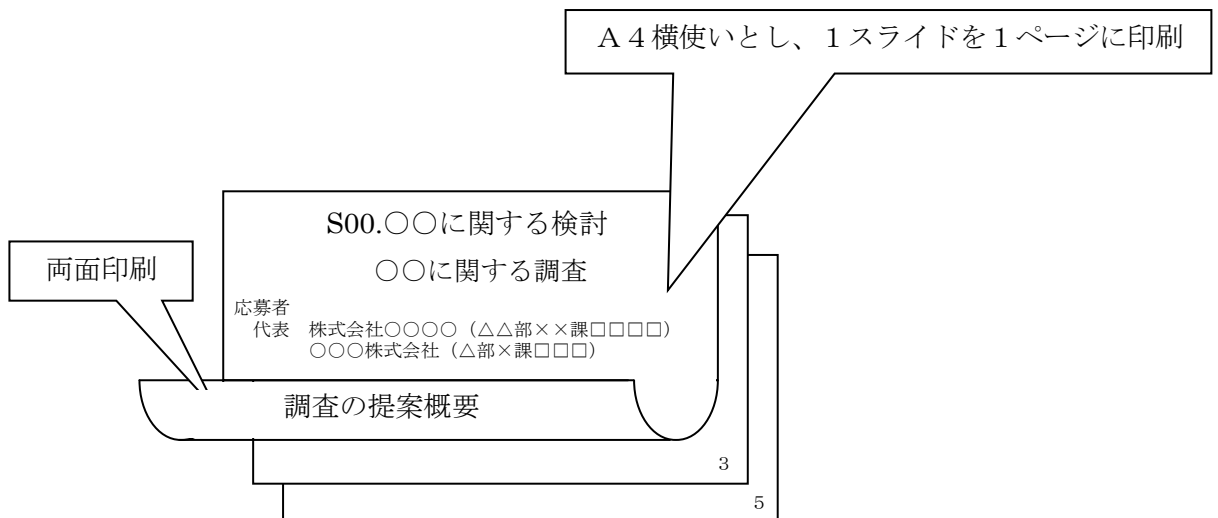
5. 応募書類のうち、ヒアリング審査時のパワーポイントによる説明資料（様式1）及び（様式2-1）～（様式3）の電子ファイル（Microsoft Word形式）を格納したCD-Rを2枚提出してください。その際、CD-Rには「平成29年度建築基準整備促進事業」と「応募調査名（例：〇〇に関する調査）」を記載してください。

## 審査基準に関する事項

### (パワーポイントによる説明資料) (様式1) 記載要領

- 調査事項に対する提案等については、この要領に従い表紙を除いて10ページ以内で作成してください。(必要に応じ、順番、体裁を変更して構いません。)
- 以下の項目を必ず記載してください。
  - ・ 応募テーマ  
※本要領で規定する調査番号・調査事項を明記すること。
  - ・ 応募調査名
  - ・ 応募者名  
※複数の事業主体による共同提案の場合は、応募者名として全ての事業主体名(建築研究所を除く。)を記載し、代表となる事業主体を明記すること。また、法人等においては、その代表者名も記載すること。
  - ・ 調査の提案概要
  - ・ 調査の実施方針
  - ・ 調査のフロー
  - ・ 調査工程計画  
※複数年度事業の場合は、全体計画及び各年度の計画がわかるように記載すること。
  - ・ 調査事項に対する提案
- 説明資料を印刷したものを、応募書類の提出時に12部提出してください。
- パワーポイントによる説明資料は、以下のとおり作成してください。
  - ・ A4版の原稿方向は横使いとし、通しページを付して両面印刷としてください。
  - ・ パワーポイントは、1スライド1ページで資料印刷してください。
  - ・ 資料は1部ずつ左上角をホッチキス留めとしてください。

#### <パワーポイントによる資料の参考例>



## 審査基準に関する事項

(様式 2 - 1)

### 1 調査事項に対する実行体制・能力

#### (1) 応募者が保有する調査に関する知見・ノウハウ

調査番号 :				
調査事項 :				
応募者費用 :				
(備考) :				
規定された「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」を保有していることの説明 :				
①	実施時期	年 ~ 年	応募者費用	円
	知見・ノウハウの具体的内容		(備考)	
	上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか			
②	実施時期	年 ~ 年	応募者費用	円
	知見・ノウハウの具体的内容		(備考)	
	上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか			
③	実施時期	年 ~ 年	応募者費用	円
	知見・ノウハウの具体的内容		(備考)	
	上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか			

(注意)

- 1) 欄が足りない場合には適宜追加してください。
- 2) 応募者費用は概算で構いません。
- 3) 他の事業者から受注した業務や、他の国の予算事業により得た知見・ノウハウについては、本事業実施に活用できるものに限り、「応募者が保有する調査に関する知見・ノウハウ」といたしますが、



その旨必ず「知見・ノウハウの具体的内容」欄に明記していただくとともに、自己経費による応募者費用とは区分して備考欄に記載してください。

- 4) 2枚以内としてください。
- 5) 各知見・ノウハウの具体的内容について、各1枚補足資料を添付できます。
- 6) 応募者費用については、追加で根拠を求める場合があります。
- 7) 太枠内には応募する調査事項④で規定する「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」に対応するものを必ず記載してください。その他、本調査に資する知見・ノウハウを保有している場合は①以降に可能な限り列挙して下さい。本調査に資する知見・ノウハウの記載がない場合は、採点時の加点対象となりませんのでご注意ください。

調査番号 :			
調査事項 :			
応募者費用 : ←			
(備考) :			
規定された「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」を保有していることの説明 :			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;">                 他の事業者から受注した業務や、他の国の予算事業により得た知見・ノウハウである旨記載してください。また、自己経費による応募者費用とは区分してください。             </div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;">                 概算で構いません。(追加で根拠を求める場合があります。)             </div>			
<b>募者が保有する調査に関する知見・ノウハウ</b>			
①	実施時期	平成 24 年～25 年	応募者費用 50,000 千円
	知見・ノウハウの具体的内容	(備考)	平成 24 年度◆◆事業で、応募者費用のうち 20,000 千円の補助を受けている。
	1/10 スケールの〇〇建築物を用い、地震時応答や耐震性能に関する実験及び解析を行った。具体的な実験の仕様・条件としては、……………としており、その結果、△△△のような知見が得られている。		
	<b>上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか</b>		
	今年度、調査事項のうち□□□の検討に際し、実験が予定されているが、本知見はその実験の際の建築物の挙動を把握するうえで有効であり、事業の成果の達成に活用できると考える。		
②	実施時期	平成 25 年	応募者費用 10,000 千円
	知見・ノウハウの具体的内容	(備考)	
	〇〇建築物の架構に関する構造計算について、上部構造についての諸条件等をパラメータとした解析的検討を行った。具体的には、……………の条件について変動させ、それぞれの解析を行った結果、△△△のような知見が得られている。		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;">                     できるだけ具体的に記載してください。                 </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;">                     各知見・ノウハウの具体的内容について、各 1 枚補足資料を添付できます。                 </div>		
	<b>上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか</b>		
	今年度、調査事項のうち□□□の検討では、本知見の諸条件を変更することで結果が導き出されることから、事業の成果の達成に活用できると考える。		
③	実施時期	年 ～ 年	応募者費用 円
	知見・ノウハウの具体的内容	(備考)	
	<b>上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか</b>		

(注意)

- 1) 欄が足りない場合には適宜追加してください。
- 2) 応募者費用は概算で構いません。
- 3) 他の事業者から受注した業務や、他の国の予算事業により得た知見・ノウハウについては、本事業実施に活用できるものに限り、「応募者が保有する調査に関する知見・ノウハウ」といたしますが、その旨必ず「知見・ノウハウの具体的内容」欄に明記していただくとともに、自己経費による応募者費用とは区分して備考欄に記載してください。
- 4) 2枚以内としてください。
- 5) 各知見・ノウハウの具体的内容について、各1枚補足資料を添付できます。
- 6) 応募者費用については、追加で根拠を求める場合があります。
- 7) 太枠内には応募する調査事項④で規定する「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」に対応するものを必ず記載してください。その他、本調査に資する知見・ノウハウを保有している場合は①以降に可能な限り列挙して下さい。本調査に資する知見・ノウハウの記載がない場合は、採点時の加点対象となりませんのでご注意ください。

### ※応募者が保有する調査に関する知見・ノウハウについて

建築基準整備促進事業は、民間事業者等が保有する知見・ノウハウを活用し、当該民間事業者等を支援することで、技術基準を策定・改定するうえで必要な知見・ノウハウを得ることを目的としています。

このため、応募者には、「応募者が保有する調査に関する知見・ノウハウ」を整理した資料を、応募書類の一つとして作成・提出していただきます。

具体的には、以下の記載してください。

- ・「応募者が保有する調査に関する知見・ノウハウ」の具体的内容
- ・それらの獲得に要した費用（応募者費用）
- ・「応募者が保有する調査に関する知見・ノウハウ」が「建築基準整備促進事業の成果」の達成に、具体的にどのように活用できるか

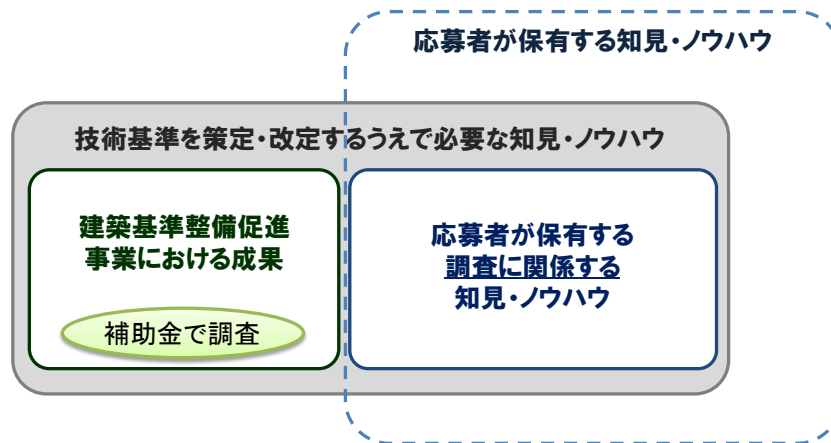


図 建築基準整備促進事業の全体イメージ

(様式 2 - 2)

(2) 調査の実施体制

	配置予定者	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
技術担当者	① ② ③		

(注意)

- 1) 氏名にふりがなをふってください。
- 2) 所属・役所については、企画提案書の提出以外の業者等に所属している場合は、業者名も記載してください。

分担業務の内容	提案内容に占める概ねの割合 (金額ベース)	応募者名
	%	
	%	
	%	
(備考)		

- 3) 共同で応募し、業務を分担する場合、記載してください。また、研究開発法人以外の共同研究者を予定している場合は、備考欄に共同研究者名及び対象業務を記載してください。

(様式 2 - 3)

(3) 配置予定技術者の経歴

(〇〇技術者の経歴)

①氏名		②生年月日	
③所属・役職			
④同種又は類似調査・研究の経歴			
調査・研究名	その概要	発注機関 (特になければ記載不要)	履行期間
	(当該技術者の調査・研究担当の内容を具体的に記載)		
	(当該技術者の調査・研究担当の内容を具体的に記載)		
	(当該技術者の調査・研究担当の内容を具体的に記載)		
⑤手持調査研究の状況(平成 年 月 日現在)、調査研究規模(契約金額500万円相当以上)			
業務名	発注機関	履行期間	調査研究費用(契約金額500万円相当以上)
			合計 万円
⑥ 従事技術分野の経歴(直近の順に記入)			
1)		年 月～ 年 月( 年 ヶ月)	
2)		年 月～ 年 月( 年 ヶ月)	
3)		年 月～ 年 月( 年 ヶ月)	
		類 計( 年 ヶ月)	
⑦その他の経歴(業務表彰、その他)			

(注意)

- 1) ④の事項は応募する調査と同種もしくは類似する研究を可能な限り記載してください。  
なお欄が足りない場合は適宜追加してください。



## 調査に係る経費・補助金の額

<b>1. 調査に係る経費の額・補助金の額</b> (平成29年度分に係る額について記載してください。) 調査に係る経費の額 ○○百万円 補助金の額 ○○百万円
<b>2. 他の補助金の有無</b> (本事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請している補助金等について、制度名、金額、その概要を記載してください。その際、本調査との仕分け、関連のさせ方等有れば併せて記載してください。)
<b>3. 補助金の立替え払いの可否</b> (立替え払いを選択する、立替え払いを選択しない) どちらかを選択してください。
<b>4. 経理担当者</b> (経理担当者は、原則として、応募者の中の会計・経理担当者等とし、法人名等の組織名、所属部署名、担当者名及び連絡の取れる住所等を記載してください。) ○○ ○○ 株式会社△△△△ 総務部 会計係 〒×××-×××× ○○市○○○1-2-3 (TEL: 0×-××××-××××、FAX: 0×-××××-××××、E-mail: ×××@××××)
<b>5. 事務連絡先</b> (応募書類受領の通知、審査結果の連絡等に係る事務連絡先を4.と同様に記載してください。連絡先は、平日(月～金)に確実に連絡がとれるところにしてください。)

(単位：千円)

応募調査名	「○○○に関する調査」	
	科目名	資金計画
	直接調査経費	20,000
	人件費	10,000
	・ ・ ・ ・ ・	○○○○
	・ ・ ・ ・ ・	
	消耗品費	5,000
	旅費	0
	謝金	0
	賃金	0
	役務費	1,000
	委託費	0
	その他(内訳)	4,000
	印刷製本費	0
	通信運搬費	0
	光熱水料	4,000
	会議費	0
	労働者派遣事業者からの調査補助者派遣	0
	特許申請に必要な経費	0
	借料及び損料(リース料)	0
	・ ・ ・ ・ ・	○○○○
	小計	○○○○
	間接経費(直接調査経費の30%以内)	6,000
	合計	26,000

(注)

- ・ 調査全体の所要経費及び項目ごとの所要経費について、見込額を記載してください。



- ・ 50万円以上の備品等を購入しようとする場合は、リースにできない理由書及び機種選定理由書を添付してください。
- ・ 備品等の購入経費が、当該経費に係る補助事業費の90%を超える場合は、単なる備品等の購入の計画でないことの説明書を添付してください。
- ・ 委託費が補助事業費の50%を超える場合は、その理由書を添付してください。

別添

平成 29 年度

建築基準整備促進事業

公募対象調査事項

平成 29 年 3 月

## S24. 枠組壁工法中層建築物の構造設計法の合理化に関する検討（新規）

補助予定額：7百万円

### ① 調査の背景・目的

枠組壁工法は 1997 年の法令改正により、4 階建以上は保有水平耐力計算により安全を確認すれば建設することができることになった。法令改正後 4 階建てについては、50 棟を超える実績があり、今後も木造建築物の中高層化の流れから、4 階建て以上の木造建築物の需要は増えるものと考えられる。

本課題では、構造計算適合性判定の手続き省略、構造設計者による構造計算や指定確認検査機関による審査の合理化のために枠組壁工法中層（4 階以上）建築物に係る許容応力度等計算による構造設計法について検討を行う。

### ② 調査の内容

#### （イ）4 階建て枠組壁工法建築物の事例の調査

既存の 4 階建て枠組壁工法建築物について、ヒアリング等により構造計算例の調査を行う。また、試設計によるモデルプランを用いて、保有水平耐力計算と許容応力度等計算の結果を照合し、許容応力度等計算による構造設計法の検討に向けた課題の抽出を行う。

#### （ロ）中層枠組壁工法建築物の構造設計法の検討

中層建築物の実現のために必要とされる高耐力の耐震要素、接合部等について実験により性能の確認を行う。また、許容応力度等計算による構造設計法の検討、適用範囲の確認を行い、構造設計法の提案を行う。

### ③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成 29～30 年度の複数年度とする。

平成 29 年度は（イ）についてはヒアリング調査、検討事項の整理、解析的検討を行う。（ロ）については要素実験による検証を行う。

平成 30 年度は（ロ）について構造設計法の検討と実験による検証を行う。

### ④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

- ・ 枠組壁工法による木造建築物の構造設計法ならびに構造特性に関する実験及び解析に関する知見

## S25. 断面の大きい軸材料等を用いる木造建築物の技術基準に関する検討（新規）

補助予定額：10 百万円

### ① 調査の背景・目的

伝統的構法による木造建築物については、建築基準法施行令 3 章 3 節において規定されている仕様（以下、仕様規定という。）に適合しない部分があることから、地震に対する安全性の確認にあたっては、仕様規定への適合を前提としない限界耐力計算等の構造計算を行わなければならない。そのため、伝統的構法による耐震要素について、仕様規定の整備が求められている。

そこで、本課題では、伝統的構法による木造建築物に用いられる耐震要素のうち、断面の大きい軸材料等を対象として実験的・解析的検討を行い、仕様規定としての技術基準の提案を行う。

### ② 調査の内容

#### （イ）断面の大きい軸材料の耐震性能に関する検討

伝統的構法では、断面の大きい柱などの軸材料が、横架材の接合部においてモーメント抵抗することや、柱脚部における転倒に抵抗することにより、耐震性能に寄与すると考えられている。これらの耐震要素について実験・解析により評価方法等を検討し、得られた知見の範囲で基準の提案を行う。

#### （ロ）小屋ばり組に要求される構造性能に関する検討

小屋ばり組に替わり、屋根面で水平構面に必要とされる構造性能を確保できる仕様、適用範囲等について実験・解析等により検討を行い、得られた知見の範囲で基準の提案を行う。

### ③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成 29～30 年度の複数年度とする。

平成 29 年度は（イ）については検討事項の整理を行う。（ロ）については実験・解析による検証を行う。

平成 30 年度は（イ）については実験・解析による検討を行う。（イ）（ロ）については知見の得られた範囲で基準の提案を行う。

### ④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

- ・ 伝統的構法による木造建築物の構造特性に関する実験及び解析に関する知見

## S26. 建築材料における回収骨材の使用に関する検討（新規）

補助予定額：15 百万円

### ① 調査の背景・目的

建築基準法第 37 条（建築材料の品質）に基づく H12 建告第 1446 号（最終改正：H28 国告第 814 号）（以下「材料告示」という。）では回収骨材の使用を除外しているため、回収骨材を用いたコンクリートを基礎、主要構造部等に使用するためには大臣認定の取得が必要である。一方、土木構造物においては、こうした制限は特段なく、回収骨材は発注者の判断で使用することができる。

近年のコンクリート関連 JIS の動向を俯瞰すると、環境配慮の観点から、再生骨材や各種スラグ骨材等の副産物の利用促進を目的とした改正が行われており、建築分野においても、例えば、JISA5308-2014 に適合する再生骨材 H については、使用実績においてコンクリートの品質に特段の問題が生じていないことを確認した上で、平成 28 年に材料告示を改正し、大臣認定を取得せずに使用できることとしたところである。

回収骨材は、JISA5308 の 2014 年改正時に新たに規格に盛り込まれたものであるが、現行の材料告示を改正し、建築材料として回収骨材の使用を認めるため、回収骨材や回収骨材を用いたコンクリートの品質について、実際の生産状況等を踏まえた調査・検討を行う。

### ② 調査の内容

現在回収骨材を使用したコンクリートの JIS 認証を取得している工場、および当該工場の設備、使用材料等を対象に、以下の調査・検討を行う。

- (イ) JIS 認証工場での生産体制の調査・分析（実際の生産状況のもと、法 37 条の運用上支障がないか等について確認）
- (ロ) 回収骨材の品質（微粒分量、モルタル塊等の混在など）についての確認調査
- (ハ) 回収骨材を使用した場合と使用しない場合の 2 種類のコンクリートに係るフレッシュ性状および硬化後の諸物性についての実験的な確認

### ③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成 29 年度の単年度とする。

ただし、少なくとも粗骨材を回収骨材として使用することの可否については、中間報告として、平成 29 年末までに取りまとめるものとする。

### ④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

- ・ 骨材および再生材料の品質評価に関する知見
- ・ コンクリートの性能評価（特に耐久性）に関する知見

## P10. 遊戯施設の客席に必要な離隔距離についての調査（新規）

補助予定額：15 百万円

### ① 調査の背景・目的

平成 23 年 3 月に東京都内遊戯施設でコースターの乗客が乗り場の隙間に足を挟まれる事故や、平成 28 年 10 月に熊本県内遊戯施設でコースターの乗客が周辺柵に接触した負傷事故等、客席から手足を伸ばすことによって負傷する事故が発生しており、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会から、乗客が他の構造物に触れることにより危害を受ける恐れがない「客席からの離隔距離」について必要な基準又は指針の整備を求められている。

現在は、建築基準法施行令第 144 条第三号ハにおいて、他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない構造であることを求めているものの、これ以上の基準がなく、現場の遊戯施設、遊戯施設製造者毎に独自の基準を設けている状況で、客席からの離隔距離の基準を整備することが急務となっている。

接触による事故を防止し、安全な遊戯施設の運行を確保するため、本調査において、海外基準との整合性の観点も視野に入れつつ、現行の国内の運用実態と海外基準の比較検討を行い、適切な離隔距離の考え方と円滑な運用方法の知見を得る。

### ② 調査の内容

適切な離隔距離の考え方及び所有者や特定行政庁等の円滑な運用方法の知見を得るため、以下の調査・検討を行う。

(イ) 海外で広く使用されている基準（ASTM）の採用状況等を確認・比較し、国内で使用できる基準に修正することを目的に、以下に掲げる項目等について、国内の遊戯施設及び遊戯施設製造者に対するヒアリング調査等を行う。

- ・ 離隔距離の起点、形状、寸法
- ・ 採用している人体モデル
- ・ 乗り場周辺等の接触しやすい場所における安全対策
- ・ 対策を必要とする遊戯施設の種別

(ロ) (イ) のヒアリング調査を補い、現場に即した対策を確立することを目的として、以下に掲げる項目等について、国内の遊戯施設における実測調査等を行う。

- ・ コースター等、特に対策を必要とする遊戯施設の離隔距離の現状
- ・ その他遊戯施設の種別毎の離隔距離の現状
- ・ 乗り場周辺における離隔距離の現状
- ・ 走行速度や近接に設置される工作物等について衝突時の力の低減させるための対策の現状

(ハ) (イ)、(ロ) の調査結果を踏まえて、下記の事項の検討を行い、告示に定める内容と運用における技術的提案を行う。

- ・ 離隔距離の設定方法、適切な人体モデル
- ・ 離隔距離が確保できない場合の走行速度に着目した安全対策のあり方
- ・ 既存不適格となる施設の改修方法
- ・ 実務者側により安全を確保したことを提示可能な離隔距離の測定方法
- ・ 確認審査等における行政側の確認方法

③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成 29 年度の単年度とする。

④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

- ・ 国内外における遊戯施設の要求安全性能や技術基準における知見
- ・ コース上又は接触しやすい場所での離隔距離確保や速度測定に関するノウハウ

## F12. 防火設備（窓）に関する構造方法の告示化の検討（新規）

補助予定額：30 百万円

### ① 調査の背景・目的

外壁の開口部については、外部からの延焼を防止する観点から防火設備を設置することが求められているが、特に窓として利用することが想定される告示仕様は「鉄及び網入ガラスで造られたもの」のみであるが、現状の窓サッシ（住宅用）においては、「アルミ製」は 55.7%、「アルミ複合材料製」は 31.4%、「樹脂製」は 12.8% を占めるなど、鉄製以外のサッシが主流であり、新たな告示仕様のニーズが高まっている。

このことを踏まえ、平成 27 年度及び平成 28 年度において、木製、樹脂製、アルミ／アルミ樹脂製の F I X 窓（出荷割合：8%）について、検討を実施したところであるが、より大きな需要が見込まれる引き違い窓やすべり出し窓（出荷割合：80%）について、一般的な告示仕様として定めるために必要な調査・実験等を行う。

### ② 調査の内容

以下の調査・検討を行う。

#### （イ）市場で普及している窓サッシ・窓ガラスの性能検証

F I X 窓の防火設備の告示化において検討した結果を踏まえつつ、引き違い窓やすべり出し窓において必要となる防火上の対策について、遮炎性能が確保できると考えられる範囲を特定する。

#### （ロ）施工性の検証

一般的な施工技術の水準に配慮して、十分な性能及び安全の確保が図られる仕様を明確にする。

#### （ハ）遮炎性能を確認するための試験体の作成・試験の実施

（イ）及び（ロ）において検討された仕様について、所要の試験体を作成し、性能を実証するための遮炎試験を実施し、一定の安全性が確実に確保されていることを確認するデータを収集し、一般的な基準を明確にする。

### ③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成 29～平成 30 年度の複数年度とする。

平成 29 年度はすべり出し窓の告示化のための仕様の検討と確認試験を行う。

平成 30 年度は引き違い窓の告示化のための仕様の検討と確認試験を行う。

### ④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

- ・ 防火設備に関する遮炎試験に関する知見
- ・ 窓（サッシ及びガラス）に関する仕様、施工方法等に関する知見



### T3. 非接触方式による外壁調査の診断手法及び調査基準に関する検討（新規）

補助予定額：20 百万円

#### ① 調査の背景・目的

定期調査（建築基準法第 12 条）の建築物の外壁調査は、平成 20 年国土交通省告示第 282 号「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」に定める調査方法等により行っており、特に竣工から 10 年を経過した建築物については全面打診等による調査が求められている。

全面打診による調査には仮設足場の設置が必要になるため、建築物の所有者にとって費用負担が大きい。また、全面打診に代わる非接触方式の調査として赤外線装置を用いた調査が行われているが、建物の高層階での調査が困難なこと、適切な調査方法が徹底されていないことなどの課題が指摘されている。

本課題では、非接触方式による外壁調査の診断精度に関する整理・検証を行った上で、無人航空機（Unmanned aerial vehicle。以下「UAV」という。通称ドローン）の活用を含めた効果的かつ確実な診断手法及び調査基準の検討を行い、技術基準の提案を行う。

#### ② 調査の内容

以下の調査・検討を行う。

- (イ) 非接触方式（赤外線装置を用いた手法等）による外壁調査の診断精度に関する整理・検証
- (ロ) UAV の活用を含めた非接触方式による外壁調査の診断手法の検討（調査手順、安全確保技術、調査者の資格、技術指針等）
- (ハ) 非接触方式による外壁調査の調査基準の検討・作成

#### ③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成 29～30 年度の複数年度とする。

平成 29 年度は、（イ）の整理・検証及び（ロ）のうち調査手順、安全確保技術及び調査者の資格の検討を行う。

平成 30 年度は、（ロ）のうち技術指針等の検討及び（ハ）の検討を行う。

#### ④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

- ・ 定期報告制度及び診断技術に関する知見
- ・ 非接触方式による外壁調査に関する知見
- ・ 建築物調査に携わる人材育成に関する知見